

許可番号第 38 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 さいたま市北区大成町4丁目57番12
氏 名 株式会社 細田商店
代表取締役 細田 元尉

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成29年 9月27日

川 越 市 長 川 合 善 明

記

| | |
|------------------|--|
| 営業所の所在地 及び名称 | 川越市大字古谷本郷1570番地 株式会社 細田商店 川越支店 |
| 取り扱う一般 廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物(ごみ) |
| 収集又は運搬の 区 別 | 収 集・運 搬 |
| 運 搬 先 | 指定された川越市廃棄物処理施設 |
| 営 業 の 区 域 | 川越市内 |
| 許可の有効期間 | 平成29年10月 1日から 平成31年 9月30日まで |
| 許 可 の 条 件 | 1 一般廃棄物の収集運搬は、許可車両で行うこと。 2 収集した一般廃棄物は、 再搬写無効過程で積替はきものは 株式会社 細田商店 当社の発行した許 可証の写しでは ありません |